

## 【平成30年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費 申請受付のご案内】

市立小中学校（国立小中学校、県立中学校）に就学している児童生徒のご家庭で、経済的にお困りのご家庭に、就学に必要な経費の一部を援助する制度（就学援助制度）をご案内します。

該当すると思われる方で受給を希望される方は、下記の要領で申請してください。ただし、諸要件によっては認定されない場合もあります。

## 1. 申請について

- ・申請は毎年度必要です。平成29年度に認定されていた方も、申請がなければ平成30年度の審査対象となりません。



## 2. 小中学校に入学予定者への制度変更について

- ・就学援助費の新入学学用品費については、一部の対象者については現行の入学後支給（7月）から、入学前支給（3月）に変更します。入学前支給に伴い、新小中学校一年生については先に送付した申請書により、すでに申請されている保護者は、再度、提出いただく必要はありません。

詳しくは、スマートフォン等で読み込んでください。



## 3. 申請方法について

- ・在籍している小中学校、支所、学校教育課に提出して下さい。（簡易書留郵便または、特定記録郵便に限り、郵便での申請も可。その際は、申請の有無を確実にするため、受付書の代わりとして、郵便記録を保管しておいてください。）※消印日が申請日となります。
  - ・平成29年度に申請のあった保護者に対して、平成30年度就学援助費受給申請書をご自宅に郵送します。
  - ・新規に申請される方は、大津市のホームページから申請書をダウンロードをしてください。在籍している小中学校、支所、学校教育課にも申請書が置いてあります。（2月27日以降に小中学校、支所、学校教育課に置く予定です。）
- ホームページアドレス：<http://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/school/nyugaku/1515134854615.html>

## 4. 申請期間について

- ・平成30年3月2日より申請の受付が始まります。3月1日以前の提出は、受付できませんのでご了承ください。（新入学学用品費の3月支給の受付期間を除く。）
  - ・3月2日以降、申請は随時受付をしています。次のとおり、受付日の翌月からの決定になります。
- |                                   |   |      |
|-----------------------------------|---|------|
| 平成30年3月2日(金)～平成30年4月10日(火) までの受付分 | ⇒ | 4月認定 |
| 平成30年4月11日(水)～平成30年5月1日(火) までの受付分 | ⇒ | 5月認定 |
| 毎月2日～翌月1日 までの受付分                  | ⇒ | 翌月認定 |
- ※ 新入学児童生徒学用品費の給付は、4月認定(3月)でなければ受給できません。
  - ※ 修学旅行費の給付は、修学旅行が実施された月に認定がないと給付できません。4月10日から修学旅行に行つて修学旅行費の給付を受ける場合は、3月2日(木)～4月10日(火)に申請し、4月認定であることが条件です。

## 5. 申請に必要なもの

## 【全員】

- ① 申請書
- ② 印鑑(認め印可)
- ③ 保護者名義の預金通帳の写し  
(通帳がない場合、口座番号の確認できるキャッシュカードの写しでも可)



## 【該当者のみ】

- ④ 平成29年分の家賃額を証明する書類(借家にお住まいで、審査において家賃額の控除を希望する方)  
平成29年1～12月の間、居住する事を契約している契約書の写しを添付。 ※家賃証明や払込額の分かる通帳の写し等は不可。  
市営住宅の方は、学校、支所の窓口に置いてある家賃証明交付申請書を記入の上、提出してください。  
郵便での申請の場合は、ダウンロードの上、添付して申請してください。
- ⑤ その他、申請理由に該当する措置(児童扶養手当の要件を除く)を受けられた方は、該当する書類(詳細はスマートフォン等で右のQRコードにて読み込み、ご確認ください。)
- ⑥ 4月11日以降に申請書表面にある1(平成29年8月分以降、大津市で児童扶養手当を受給している)の理由により申請される方は、児童扶養手当証書の写し



裏面に続く

- ⑦ ※平成30年1月1日に大津市に住民登録のない方は、1月1日時点の住所地の市区町村から平成30年度所得証明書（収入額、所得額、社会保険料控除額が明記されているもの）を取得し、後日、提出してください。

提出期限：6月11日（月）（提出が遅れる場合は学校教育課までご連絡ください。）

## 6. 援助の内容・給付の時期

- ・4月認定の年額です。認定月によっては、減額されます。
- ・学校へ納付するお金(副教材費等)を免除する制度ではありません。

|       | 学校給食費   | 学用品費等   | 新入学用品費(入学準備費)   | 校外活動費      | 通学費                          | 修学旅行費                           | 体育実技用具費          | 医療費     |
|-------|---|---|---|------------|------------------------------|---------------------------------|------------------|---------|
| 小学校   | 実費額   | 1年生 12,960円<br>その他の学年 15,120円                       | 1年生で<br>3・4月認定のみ<br>20,460円                             | 3,620円以内   | 実費額<br>片道<br>小学生4km以上        | 21,490円以内                       | 学校を経由して<br>医療券発行 |         |
| 中学校   |   | 1年生 24,480円<br>その他の学年 26,760円                       | 1年生で<br>3・4月認定のみ<br>23,550円                             | 6,100円以内   | 中学生6km以上<br>で公共交通機関<br>利用者のみ | 57,590円以内                       |                  |         |
| 給付の時期 | 平成30年3月に認定のあった場合は、4月から引き落としがありません。平成30年7月に認定があった場合は、1学期分を引き落とし、認定後、その分を10月末に還付予定。 | 1学期分を7月末に支給予定。<br>2学期分を12月末に支給予定。<br>3学期分を3月末に支給予定。 | 平成30年3月に認定のあった場合は、3月中旬に支給予定。平成30年7月に認定があった場合は、7月末に支給予定。 | 行事終了後（随時）。 | 前期分は10月末支給予定。後期分は3月末支給予定。    | 1学期実施分は9月末支給予定。2学期以降実施分は随時支給予定。 | 随時支給予定。          | 随時支給予定。 |

## 7. 受給できる世帯の目安

- ・就学援助費制度は世帯員全員の総収入額によって、審査を行います。下記については、認定基準の目安になります。申請前の認定の基準の範囲かどうかの問い合わせは、正確な審査ができませんので、お答えしかねます。

| 世帯 | 家族構成                                   | 総収入額(給与所得控除前の額)     |
|----|--|---------------------|
| 3人 | 父38歳・母33歳<br>子供9歳(小学4年生)               | 約390万円<br>社会保険料36万円 |
| 4人 | 父35歳・母30歳<br>子供6歳(新小学1年生)・子供2歳         | 約430万円<br>社会保険料45万円 |
| 5人 | 祖父69歳・祖母68歳・父45歳・母41歳<br>子供12歳(新中学1年生) | 約520万円<br>社会保険料59万円 |

## 8. 給付口座の変更について

- ・学校徴収金等の未納が生じた場合は、給付口座を学校長口座へ変更する場合があります。

## 9. 特別支援教育就学奨励費について

- ・就学援助費とは別に障害のあるお子さまの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の所得額等に応じ必要な経費の一部を援助する特別支援教育就学奨励費があり、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当して、通常学級に在籍している場合は、特別支援教育就学奨励費の受給対象になる場合があります。

受給を希望される場合は、4月に入りましたら、速やかに教育委員会 学校教育課にご連絡下さい。

ご連絡いただきましたら、希望があった保護者に対して、必要書類等をご案内します。

(障害の程度については、スマートフォン等で右のQRコードにて読み込み、ご確認ください。)

なお、当初申請受付期間は平成30年4月10日(火)から平成30年4月27日(金)になります。

その後、申請は随時、受付をしますが、給付額が減額になります。

※就学援助費とは申請期間が違いますので、ご留意下さい。

※特別支援学級に在籍されている児童生徒に対する特別支援教育就学奨励費の申請については、4月に入りましたら学校を通じてご案内します。



(申請にかかる留意事項について)

- ・「大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会」において、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると判断されたお子さまが対象となります。※平成29年度または平成30年度に就学相談をされていない場合は、受給することはできません。就学相談を受けておられない場合は、現在、在籍している学校・幼稚園・保育園等を通じて申し込みをしていただきますようお願いいたします。(その際、就学相談の実施は6月以降となります。)

不明な場合には、下記にご連絡を下さい。